

平成21年2月27日

国際裁判管轄法制に関する検討事項（4）

第5 併合管轄

1 請求の客観的併合

請求の客観的併合については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 一の訴え（数人からの又は数人に対する訴えを除く。）で数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有する場合には、他の請求について管轄権を有しないときであっても、当該一の請求と当該他の各請求の間に密接な関連があるときは、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有する場合には、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合であっても、

【甲案】当該本訴の請求の基礎と同一の契約又は事実に基づく

【乙案】当該本訴の目的である請求と密接に関連する

請求を目的とするときに限り、口頭弁論の終結に至るまで、当該本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。ただし、反訴の提起により著しく訴訟手続を遅延させることとなるときはこの限りでないものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるときは、上記①又は②の規律は適用しないものとする。

（参照条文）

- 民事訴訟法第7条 一の訴えで数個の請求をする場合には、第4条から前条まで（第6条第3項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る。
- 同法第136条 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができる。
- 同法第146条 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限り

でない。

一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄（当事者が第11条の規定により合意で定めたものを除く。）に属するとき。

二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅延させることとなるとき。

(補足説明)

1 本文①について

民事訴訟法は、特に要件を設けることなく、裁判所が一の請求につき管轄権を有する場合には、他の請求につき管轄権を有していない場合であっても、その裁判所に請求を併合して提起することを認めているが、日本の裁判所の国際裁判管轄に属しない請求の客観的併合については、併合請求の裁判籍を広く認めた上で、他に管轄を有する裁判所に事件を裁量移送することができないことから、客観的併合が認められる範囲は国内の管轄の場合より限定されるべきと考えられる。そこで、本文①は、最判平成13・6・8民集55巻4号727頁（ウルトラマン事件）と同様の趣旨により、日本の裁判所の国際裁判管轄に属する一の請求に、その国際裁判管轄に属しない他の請求を併合する場合には、当該一の請求と当該他の各請求との間に密接な関連がある場合に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

(参考)

1 前掲最判は、(i)国際社会における裁判機能の合理的な分配、(ii)裁判が複雑長期化するおそれを理由として、「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（民訴法7条本文、旧民訴法21条）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である。」とした上で、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる2つの請求とその他の4つの請求は、同一著作物の著作権の帰属ないしその独占的利用権の有無をめぐる紛争として「実質的に争点を同じくしている」として、密接な関係がある旨を判示している。

2 ブリュッセルI規則第6条第4項は「契約事件において、訴えが同一の被告に対する不動産物権に関する訴えと併合できるときには、当該不動産が所在する地の属する構成国の裁判所」の管轄を認めており、ブリュッセル条約及びブルガノ条約の各第6条第4号もほぼ同様の規定を有している。

2 本文②について

民事訴訟法は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合には、本訴の係属する裁判所が管轄権を有しない請求を目的とするものであ

っても、反訴を提起できるとしているが、日本の裁判所の国際裁判管轄に属しない請求を目的とする反訴については、国内裁判管轄の場合と比べ、反訴被告の管轄の利益をより重視する必要があると考えられる。本文②は、このような観点から、具体的な要件について、複数の考え方を提示するものである。このうち甲案は、ブリュッセル I 規則の規定を参考にして、「反訴が本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく場合」を要件とする考え方である。これに対し、乙案は、甲案の「本訴の基礎と同一の契約又は事実」との概念が必ずしも明確ではないことから、ブリュッセル I 規則の規定や客観的併合に関する上記規律も踏まえ、本訴の目的である請求と密接に関連する請求を目的とする場合に反訴を提起できるものとする考え方である。

(注)

防御の方法と密接に関連する請求等を目的とする反訴も認めることについては、どのように考えるか。また、日本の裁判所の国際裁判管轄に属しない請求権による相殺の抗弁に関し、反訴と同様の要件を設けることについては、どのように考えるか。

(参考)

- 1 東京高判平成18・4・13判時1934号42頁は、人事訴訟の事案であるが、日本国内に住居を有しない前婚の妻による、重婚を理由とする後婚の取消請求訴訟に対する反訴として、日本に住所を有する後婚の妻が提起した前婚の無効確認請求等の反訴について、反訴被告が日本に住所等を有していないときでも、両請求が密接な関係を有する場合には、特段の事情がない限り日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定すべきとして、反訴についての国際裁判管轄を認めた。
- 2 ブリュッセル I 規則第6条第3号は、「本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴については、本訴の係属する裁判所」に訴えることができると規定する。ブリュッセル条約、ルガノ条約にも同様の規律がある。また、草案第15条は「この条約の規定により請求について管轄権を有する裁判所は、本訴の基礎となっている取引又は事象から生ずる反訴についても管轄権を有する。」と規定している。

3 本文③について

本文③は、客観的併合又は反訴に係る請求権について、日本の法令によれば外国の裁判所の管轄に専属すべき原因がある場合には、国内の規律と同様に、本文①又は②の規律を適用しないことを提案するものである。

(注)

客観的併合又は反訴に係る請求権につき、外国の裁判所の専属とする管轄合意がある場合については、どう考えるか。本文①及び②によれば、国際裁判管轄を有しない請求に関する客観的併合又は反訴については、国内の規律よりもその要件が厳

格になり，併合審理をすることが適切な場合に限定されることになることから，事件の移送ができないことを考慮しても，国内の規律と同様，専属的な管轄合意がある請求については，客観的併合又は反訴を認めるものとするかどうか。

2 請求の主観的併合

請求の主観的併合については，以下のとおりとすることでどうか。

数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において，日本の裁判所が一の請求について管轄権を有する場合には，日本の裁判所が他の請求について管轄権を有しないときであっても，訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき，又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは，その数人は，日本の裁判所に共同訴訟人として訴え，又は訴えられることができるものとする。ただし，当該他の請求について，日本の法令によれば，日本の裁判所の管轄に専属するような管轄の原因が外国にあるときは，この限りでないものとする。

(参照条文)

- 民事訴訟法第7条 一の訴えで数個の請求をする場合には，第4条から前条まで（第6条第3項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし，数人からの又は数人に対する訴えについては，第38条前段に定める場合に限る。
- 同法第38条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき，又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは，その数人は，共同訴訟人として訴え，又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときも，同様とする。

(補足説明)

本文は，主観的併合について，併合される被告にとって不利益が大きいことから要件を厳格にするべきであるが，法第38条前段の要件は十分に厳格であり，他方で，合一にのみ確定すべき場合との要件まで課すことは厳格に過ぎることから，同条前段と同一の要件を満たす場合に日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

また，ただし書は，併合された請求について，上記1の本文③及び補足説明3と同様の理由から，日本の法令によれば外国の裁判所の管轄に専属すべき原因がある場合には上記の規律を適用しないことを提案するものである。

(参考)

- 1 近時の裁判例は，国際裁判管轄における主観的併合を原則として否定しつつ，特段の事情が存する場合に主観的併合を認めるとの考え方に立つものが多い（東京高

裁平成8・12・25高民集49巻3号109頁，東京地裁平成19・11・28最高裁HP，同平成20・4・11判タ1276号332頁等)。

- 2 ブリュッセルI規則第6条第1号は、「共同被告については，被告のうちのいずれかの住所地の裁判所。ただし，請求原因を別々に判決すると生じうる矛盾した解決を避けるために，同時に審理して判決する利益があるような密接な関係によって請求同士が関連している場合に限る。」と規定している。

また，草案第14条第1項は，主観的併合について，(i)請求が密接に関連し，矛盾する判決が下される重大なおそれを回避するために併せて裁判すべき場合であって，(ii)当該国と紛争との間に実質的な関連があることを要求している。

3 訴訟参加，訴訟引受及び訴訟告知について

訴訟参加，訴訟引受及び訴訟告知については，特段の規律を置かないものとするかどうか。

(参照条文)

- 民事訴訟法第42条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は，当事者の一方を補助するため，その訴訟に参加することができる。
- 同法第47条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は，その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として，当事者としてその訴訟に参加することができる。
2～4 (略)
- 同法第50条 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは，裁判所は，当事者の申立てにより，決定で，その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。
2、3 (略)
- 同法第51条 第47条から第49条までの規定は訴訟の係属中その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したことを主張する第三者の訴訟参加について，前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。
- 同法第52条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には，その第三者は，共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。
2 (略)
- 同法第53条 当事者は，訴訟の係属中，参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。
2～4 (略)

(補足説明)

1 訴訟参加について

訴訟参加については，(i)参加人は自らの判断で当該訴訟に参加する者であり，その利益が害されることはないこと，(ii)被参加人は既に訴訟の当事者となってお

り、訴訟参加によって新たに生じる負担が大きいとはいえないこと、(iii)独立当事者参加については一体として審理・判断される必要性が高いことから、特段の規律を置かないものとするかどうか。

2 訴訟引受について

訴訟引受については、訴訟の目的となる義務を承継した者が日本の裁判所における訴訟に引き込まれることはやむを得ず、当初の訴え提起時の国際裁判管轄とは別に国際裁判管轄の問題を考慮する必要はないと考えられることから、特段の規律を置かないものとするかどうか。

3 訴訟告知について

訴訟告知については、訴えについて日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかの問題ではなく、後訴における参加的効力の有無の問題であること、外国の被告知者に訴訟告知がされ、後訴において参加的効力の有無が問題となったような裁判例は見当たらないことから、特段の規律を置かないものとするかどうか。

第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

1 事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律

事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律については、以下のとおりとすることかどうか。

① 第一審裁判所は、第1から第5までの規律により、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合においても、日本国内で裁判を行うことにより公平、適正かつ迅速な裁判を実現することができないと認めるときは、申立てにより又は職権で、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

②【甲案】上記①の規律において、外国の裁判所が管轄権を有することを独立の要件とするものとする。

【乙案】上記①の規律において、外国の裁判所が管轄権を有することは、上記公平、適正かつ迅速な裁判の実現を妨げる事情の一要素として考慮することとして、独立の要件とはしないこととする。

③【A案】第一審裁判所は、第1から第5までの規律により、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合においても、一定の要件を満たす場合には、訴訟手続を中止することができるものとし、その決定に対しては、独立の不服申立てをすることができるものとする。

【B案】特段の規律は設けないものとする。

(参照条文)

- 民事訴訟法第17条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、国際裁判管轄の管轄原因に関する規定を整備した場合においても、事案における具体的な事情を考慮し、一定の場合には、日本の裁判所の管轄を否定して訴えを却下することが相当な場合があり得ると考えられることから、最判平成9・11・11民集51巻10号4055頁（以下「最判平成9年」という。）と同様の考え方に立脚し、事案の具体的な事情を考慮して管轄を排除するための規律を設けることを提案するものである。

なお、報告書では、最判9年の判示事項を管轄を否定する事情とする甲案及び法第17条の要件を管轄を否定する事情とする乙案の両案が併記されていたが、両案が具体的事情として考慮する要素はほぼ同一であると考えられることから、上記のとおり、最判平成9年の判示事項を参照しつつ、本文①として提案したものである。

2 本文②について

本文②は、原告の裁判を受ける権利を保障するためには、本文①の規律にしたがって日本の裁判所が国際裁判管轄を否定して訴えを却下する場合には、当該事件について外国の裁判所が管轄を有していることを要件とする考え方に立ち、それを独自の要件として定立する考え方（甲案）と当該事件について外国の裁判所が管轄を有することを独自の要件とはせず、日本の管轄を否定すべき場合の一事情とする考え方（乙案）とを提案するものである。甲案による場合には、日本の裁判所の管轄を否定すべき事情が認められる場合であっても、当該訴えにつき外国の裁判所が管轄を有していない場合には、訴えを却下できないこととなるのに対し、乙案による場合には、当該訴えにつき外国の裁判所が管轄を有していない場合であっても、日本の裁判所の管轄を否定すべき事情がある場合には、当該訴えを却下することができることとなると考えられる。

(注)

- 1 外国の裁判所が当該事件について管轄を有することを要件とする場合、どのような証明を必要とするか。日本の裁判所に管轄があると主張する原告は、外国

の裁判所に訴えを提起しない可能性もあり、また、被告が外国の裁判所で訴えが提起された場合には応訴する旨の上申書を提出する場合なども考えられるが、当該外国の裁判所が管轄を有することが明らかであれば、訴訟の提起までは不要とするか。当該外国に実際に訴訟を提起してみなければ上記要件を充足するか否かの判断がつかない場合、当該訴訟がどの段階まで進行していることを要するか（当該外国の裁判所が管轄を有することが争われず、又は、争い得ない状態になれば足りるか、当該外国の裁判所のした判決が日本において承認されるか否かを予測し得る程度（当該判決の確定）まで要するか。）。

- 2 日本の裁判所が原告の訴えを却下した後に、原告が当該外国の裁判所に同一の請求に係る訴えを提起したものの、管轄がないものとして却下された場合に、消滅時効の完成による原告の不利益を避けるため、原告が日本の裁判所に同一の請求に係る訴えを再度提起したときは、日本の裁判所に対する最初の訴え提起のときに、その訴えの提起があったものとみなすものとするという考え方もあり得るがどう考えるか。

(参考)

- 1 (1) 最判平成9年は、ドイツから自動車等を輸入している日本法人が原告となり、ドイツに居住する日本人を被告として、ヨーロッパにおける自動車の買付けを委託し、買付資金として預託した金員の返還を求めた訴訟において、同契約がドイツ国内で締結され、原告が被告に同国内における種々の業務を委託することを目的とするものであり、同契約において日本国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではなく、被告が20年以上にわたりドイツ国内に生活上及び営業上の本拠を置いており、被告の防御のための証拠方法も同国内に集中しているなどの判示の事実関係の下においては、日本の国際裁判管轄を否定すべきであると判断した。
- (2) 公刊された下級審の裁判例を検討すると、日本の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると判断された事例には、証拠の所在・証拠調べの便宜に言及するものが多く（東京地判平成15・9・26判タ1156号268頁、東京高判平成12・12・20金判1133号24頁、東京地判平成10・3・19判タ997号286頁等）、当事者に関する事情のうち、日本において訴え提起されることについての被告の予測可能性に言及するもの（東京地判平成14・11・18判時1812号139頁、東京地判平成10・11・2判タ1003号292頁等）、被告の営業上の本拠地に言及するもの（前掲平成14・11・18）、事件に関する事情のうち準拠法に言及するもの（東京地判平成12・7・25判タ1094号284頁、東京地判平成5・4・23判時1489号134頁等）、契約締結地に言及するもの（前掲東京地判平成15・9・26、

東京高判平成5・5・31民集51巻10号4073頁（最判平成9年の原審）等）、国際訴訟競合について言及するもの（東京地判平成3・1・29判時1390号98頁）がある。

(3) 外国の裁判所が管轄権を有していることに言及するものとしては、東京地判昭和61・6・20判時1196号87頁があり、本事件では、鑑定人の見解に基づき、台湾の裁判所が管轄権を有すると判断している。また、外国の裁判所に訴えを提起したとしても、時効期間の経過により請求が棄却されることが明らかな場合もあり得るところ、同事件では、被告らが、台湾の裁判所に訴えが提起された場合には時効の利益を放棄すると陳述していることも特段の事情に含めて考慮している。他方、前掲東京高判平成12年12月20日は、日本の管轄が否定された後に外国の裁判所に訴えを提起した場合に時効又は除斥期間により請求が棄却されるところ、外国法と商取引をする場合にはそのような不都合が生じることを念頭において準拠法や国際裁判管轄についての合意をするなどの対策を講じることが肝要であるとして、この点を特段の事情として考慮することは相当でないと判示している。

(4) 管轄の有無を判断するに当たって考慮すべき特段の事情の基準時に関し、東京地判平成11年1月28日判タ1046号273頁（ウルトラマン事件第1審判決）は、訴え提起後に原告が外国において訴えを提起したことを特段の事情として考慮することが許されるとしている。

(5) 主観的併合が問題となる事案において、併合請求の裁判籍を認めるためには、特段の事情が必要であるとする裁判例もあるが、上記の検討からは除外している。

2 草案第22条第1項は、「当該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止することができる。」とし、同条第2項は、その考慮要素として、(i)当事者の常居所の観点からの当事者にとっての不便性、(ii)書証及び証人を含む証拠の性質及び所在並びに当該証拠を収集する手続、(iii)適用される時効の期間、(iv)本案についての裁判の承認及び執行を得る可能性を挙げている。その上で、同条第5項は、裁判所が第1項により手続を停止した場合、当該裁判所は、(a)他の国の裁判所が管轄権を行使した場合又は原告が裁判所の定めた期間内にその国において訴訟を提起しなかった場合には、管轄権を行使してはならない。(以下略)」と定めている。

3 本文③について

本文③は、移送の裁判に拘束力がある国内事件の場合とは異なり、日本の裁判所

に管轄がないとして訴えを却下された後に、当該訴えにつき管轄を有するとされた外国で訴えを提起したとしても、当該外国の裁判所が常に訴えを適法として審理する保障がないことに対する配慮（主として、原告の時効中断効への期待の保護を念頭に置いている。）のため、2つの考え方を提案するものである。

A案は、第1から第5までの規律により、訴えにより日本の裁判所が管轄権を有する場合であっても、一定の要件を満たす場合には、訴訟手続を中止することができるものとするとともに、中止の判断を当事者が独立の不服申立手段により争い得ることとする考え方である。

B案は、裁判所が柔軟に日本の裁判所の管轄を否定すべき事情の有無を判断して訴えを却下したり、必要に応じて手続の進行を事実上停止することを認めるべきであるとして、中止に関する明示的な規定を設けないこととする考え方である。

(注)

- 1 中止の規定を設ける場合、その要件及び期間についてはどう考えるか。日本国内で裁判を行うことにより公平、適正かつ迅速な裁判の実現が妨げられるような事情が認められるが、外国の裁判所が管轄を有するかどうかは明らかではないため訴えを却下することまではできない場合において、当該訴えについて外国の裁判所が管轄権を有することが明らかになるまでの間、訴訟手続を中止することができるものとするのであれば、「第一審裁判所は、第1から第5までの規律により、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合においても、日本国内で裁判を行うことにより公平、適正かつ迅速な裁判を実現することができないと認めるときは、申立て又は職権により、当該訴えにつき外国の裁判所が管轄権を有すると認められるまで、訴訟手続を中止することができるものとする。」という案が考えられるがどう考えるか。
- 2 中止の効果についてはどう考えるか。また、中止を解除するための規定を設けるか否かについては、どう考えるか。

(参考)

受訴裁判所が訴訟手続の中止を命じ得る場合の国内法の規定には、(i)当事者の不定期間の故障により訴訟手続を続行できない場合につき法第131条第1項、(ii)特許審判等が先決問題をなす場合に訴訟手続を中止する場合につき特許法第54条第2項、第168条第2項、実用新案法第40条第2項、意匠法第19条、第52条、商標法第17条、第56条第1項、(iii)差止請求に係る訴訟につき既に別の適格消費者団体を当事者とする確定判決等が存在する場合で、当該適格消費者団体に認定の取消事由がある場合に、後続する差止請求の訴訟手続を中止する場合につき消費者契約法第46条第3項、(iv)裁判外紛争処理手続実施中の訴訟手続の中止につき裁判外紛争解決手続の促進に関する法律第26条などがある。

上記の中止規定には、一定の手續が係属し又は終了するまでの間、訴訟手續を中止することができるとするもの（上記(ii)(iii)）、4月以内の期間を定めて中止できるとするものがあるが（上記(iv)）、一定の要件が充足するまでは訴訟手續を中止できる旨の規定は見当たらない。

また、(i)については当事者に申立権を認めるかどうかについて解釈が分かれ、(ii)及び(iii)に関しては、裁判所の裁量によるものであると解されており、独立の不服申立てを認める規定が設けられておらず、(iv)に関しては、当事者に申立権は認められているものの、不服申立ては許されないと解されている。

なお、上記のいずれについても、中止の解除又は起訴命令の申立てを認める旨の規定は設けられていない。

2 国際訴訟競合に関する規律

国際訴訟競合に関し、以下の点については、どう考えるか。

- ① 国際訴訟競合として規律する場面については、どう考えるか。
- ② 国際訴訟競合が生じる場合の訴えの同一性については、どう考えるか。
- ③ 国際訴訟競合が生じる場合の訴訟係属については、どう考えるか。
- ④ 国際訴訟競合が生じている場合において、訴えの却下に関する規律については、どう考えるか。また、国際訴訟競合といわゆる特段の事情との関係については、どう考えるか。
- ⑤ 国際訴訟競合が生じている場合において、訴訟手續の中止に関する規律については、どう考えるか。

(参照条文)

- 民事訴訟法第142条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、日本の裁判所と外国の裁判所において同一の訴訟が同時に係属する場合（いわゆる国際訴訟競合の場合）に関し、いかなる場面を国際訴訟競合として規律するのかについて問題提起をするものである。具体的には、国際訴訟競合の概念について、(i)先に外国の裁判所に訴訟が係属しており、その後に日本の裁判所に同一の訴訟が係属した場合（外国訴訟先行型）に加え、(ii)先に日本の裁判所に訴訟が係属しており、その後に外国の裁判所に同一の訴訟が係属した場合（国内訴訟先行型）も含めるかどうかについては、どう考えるか。

2 本文②について

本文②は、国際訴訟競合の有無の判断基準となる訴えの同一性の意義について問題提起をするものである。民事訴訟法上の重複起訴の禁止における事件の同一性は、当事者の同一性及び訴訟物の同一性を要すると解されているが、訴訟物概念は国ごとに異なると考えられる。この点については、日本の裁判所に係属している訴訟と外国の裁判所に係属している訴訟について、(i)既判力が及ぶ範囲を比較することにより判断すべきとする考え方、(ii)請求の基礎となる事実が同一であれば足りるとの考え方などがあるが、どう考えるか。

3 本文③について

本文③は、国際訴訟競合の有無の判断基準となる訴訟係属の意義について問題提起をするものである。この点については、(i)訴訟が係属した外国の民事訴訟法の定めによるとの考え方、(ii)送達が終了し、管轄について争い得ない状態になっていることを要するとの考え方などがあるが、どう考えるか。

(参考)

訴訟係属の時期に関し、草案第21条第5項は「本条の適用上、裁判所は次の時に受訴したものとする。(a)手続を開始する文書又はこれに類する文書が裁判所に提出された時 (b)その文書が裁判所に提出される前に送達すべき場合は、送達権限のある者が受け取った時又は被告に送達された時」と規定している。

4 本文④について

法第142条にいう「裁判所」は、国内の裁判所を意味し、外国裁判所は含まないと解されているところ、本文④は、国際訴訟競合が生じている場合において、日本の裁判所に係属している訴訟手続に係る訴えの却下に関する規律を設けるかどうかについて問題提起をするものである。

この点については、以下の考え方があるが、どう考えるか。

【甲案】外国の裁判所において係属する訴訟について、確定判決に至ることが明らかであり、かつ、当該確定判決が日本において承認されることが予想されるときは、日本の裁判所において係属する訴えを不適法なものとして却下することができるものとする。

【乙案】事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、日本よりも外国の方が法廷地として適切であると認められるときは、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定して、訴えを却下することができるものとする。

【丙案】外国の裁判所において係属する訴訟について、確定判決に至ることが明らか

かであり、かつ、当該確定判決が日本において承認されることが予想されるときは、日本の裁判所に係属する訴えを却下することができるものとし、ただし、事案における具体的な事情を総合的に比較衡量し、外国よりも日本の方が法廷地として適切であると認められるときは、この限りではないものとする。

【丁案】判決の牴触については、専ら外国判決の承認の規律により対処すれば足りるとして、特段の規律を設けないものとする。

(注)

- 1 甲案については、(i)外国の裁判所に係属する訴訟は、取下げ又は和解により終了することもあり、確定判決に至ることが明らかかどうかを日本の裁判所が事前に判断するのは困難ではないか、(ii)外国の裁判所の判決が承認されるかどうか(とりわけ公序に反しないとの要件)を日本の裁判所が事前に正確に予測することは困難ではないか、(iii)日本の裁判所が事前に承認されると予測し、訴えを却下したが、後にその外国判決が承認されなかった場合についての規律が必要となるのではないか、(iv)以上の点を考慮すると、日本における訴訟は維持しておく必要があり、訴訟手続を中止する方が相当ではないか、などの点について、どう考えるか。

乙案については、(i)国際訴訟競合の問題は、日本の国際裁判管轄が肯定された場合の問題であり、国際裁判管轄の有無の問題ではないのではないか、(ii)判断基準が不明確ではないか、などの点について、どう考えるか。

丙案については、甲案と乙案の折衷案であるところ、各案についての問題点をどう考えるか。

丁案については、(i)国際訴訟競合を放置することとなり、内外判決の矛盾が生じるのではないか、(ii)判決確定の時間的先後によってのみ牴触する判決の優劣を決するのは合理性を欠くのではないか、などの点についてどう考えるか。

- 2 いわゆる特段の事情を考慮して日本の裁判所の国際裁判管轄を否定することができる立場をとった場合、国際訴訟競合についての規律との関係をどう考えるか。乙案によれば、外国の裁判所における訴訟係属は、日本の裁判所の管轄を否定すべき特段の事情として考慮されることになると考えられるが、甲案及び丙案においても、外国の裁判所における訴訟係属を特段の事情において考慮することが許されるかどうかについて、どう考えるか。
- 3 国際訴訟競合が生じている場合において、日本の裁判所に係属している訴えを却下するかどうかの判断の基準時について、どう考えるか。外国における訴訟は、日本における訴訟と競合している間に進行するが、乙案によれば、日本の裁判所の管轄の有無として判断されるので、訴え提起時が基準となるとも考えられる。甲案及び丙案の立場に立つ場合は、この点について、どう考えるか。

(参考)

- 1 国際訴訟競合が問題とされた裁判例としては、①東京高判昭和32・7・18下民集8巻7号1282頁(中華民国事件)、②東京地判昭和40・5・27下民集16巻5号923頁(東宝事件)、③大阪地中間判昭和48・10・9判時728号76頁(関西鉄工事件)、④東京地判昭和59・2・15判タ525号132頁(グリーンライン事件)、⑤東京地中間判昭和62・6・23判時1240号27頁(大韓航空機事件)、⑥東京地中間判平成1・5・30判タ703号240頁(宮越機工事件)、⑦東京地中間判平成1・6・19判タ703号246頁(品川白煉瓦事件)、⑧東京地判平成3・1・29判時1390号98頁(真崎物産事件)、⑨東京地判平成10・11・27判タ1037号235頁、⑩東京地判平成11・1・28判タ1046号273頁、⑪東京地中間判平成19・3・20判時1974号156頁等がある。

このうち、裁判例①③は、民事訴訟法の規定する重複起訴の禁止に係る「裁判所」は外国裁判所は含まないとして、訴えが二重起訴に当たり不適法であるとの被告の主張を採用しなかった。

これに対し、その後の裁判例は、国際訴訟競合について考慮する傾向にある。裁判例⑥は、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めた上で、国際的な二重起訴の適法性について判断した事案である。裁判所は、先行する外国訴訟について本案判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決がわが国において承認される可能性があるときは、判決の抵触の防止や当事者の公平、裁判の適正・迅速、さらには訴訟経済といった観点から、二重起訴禁止の法理を類推して、後訴を規制することが相当とされることもあり得るとしながらも、本件では、米国でいまだ本案審理が開始されておらず相当の確実性をもって予測することが困難であるとして、被告の主張を採用しなかった。

また、裁判例④⑧は、いずれも、外国の裁判所に係属中の訴訟の状況等を考慮して国際裁判管轄を否定し、二重起訴の適法性に関する主張に対しては判断しなかった事案である。裁判例④では、管轄の有無の判断において、先行する外国裁判所の方が証拠蒐集、訴訟活動にとって便宜であること、日本において管轄を認めるときには判決が矛盾、抵触するおそれがあること、被告に二重に訴訟追行の負担を強いることになることなどを挙げ、日本の管轄を否定した。裁判例⑧も、不法行為地の裁判籍を否定すべき特段の事情の有無の判断の中で、アメリカ訴訟の進行状況も考慮に入れるべきであるとした上で、管轄を否定すべき特段の事情があると認めている。

- 2 訴訟競合の場合の規律につき、ブリュッセルI規則第27条第1項は「同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる構成国の裁判所に係属するとき

は、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない。」と、同条第2項は「先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときには、後に訴えが係属した裁判所は訴えを却下しなければならない。」と規定している（なお、同規則第28条は、関連訴訟の場合には当事者の申立てによる却下を認めている。）。ブリュッセル条約第21条、ルガノ条約第21条も同旨である。

草案第21条第1項は「同一の当事者が異なる締約国の裁判所において訴訟を行い、かつ、求める請求にかかわらず、当該手続が同一の訴訟原因に基づくものである場合において、最初の受訴裁判所が管轄権を有し、かつその裁判所が2番目の受訴裁判所の国においてこの条約に基づき承認することができる判決をすることが予想されるときには、2番目の受訴裁判所は、手続を停止しなければならない。ただし、2番目の受訴裁判所が第4条又は第12条により専属的な管轄権を有する場合はこの限りでない。」と、同条第2項は「2番目の受訴裁判所は、最初の受訴裁判所がこの条約による承認又は執行の要件を満たす判決をしたことが明らかになった場合には、管轄権を行使してはならない。」と規定している。

5 本文⑤について

本文⑤は、国際訴訟競合が生じている場合において、日本の裁判所に係属している訴訟手続の中止に関する規律を設けるかどうかについて問題提起をするものである。この点については、以下の考え方があがるが、どう考えるか。

【A案】日本及び外国の裁判所に同時に訴訟が係属する場合において、一定の要件を満たす場合には、訴訟手続を中止することができるものとし、その決定に対しては、独立の不服申立てをすることができるものとする。

【B案】裁判所が、必要に応じて手続の進行を事実上停止することにより、柔軟に対応することが相当であるとして、中止に関する特段の規律を設けないものとする。

【C案】判決の牴触については、専ら外国判決の承認の規律により対処すれば足りるとして、特段の規律を設けないものとする。

(注)

1 A案による場合、中止の要件及び期間については、どう考えるか。例えば、外国の裁判所に係属する訴訟の確定判決が日本において承認されることが予想されるときに、相当の期間を定め、日本の裁判所に係属する訴訟手続を中止するものとするということについて、どう考えるか。

2 本文④の甲案又は丙案によれば、却下及び中止をいずれも認めることも考えられるが、その場合、それぞれの要件について、どう考えるか。

(参考)

中止の期間に関する外国法制等につき、スイス連邦国際私法第9条は、合理的期間内にスイスにおいて承認し得る外国判決が下されると期待することができるときは、スイスの裁判所における訴訟を中止することを定めている。ベルギー国際私法典第14条も同様である。イタリア国際私法第7条は、外国訴訟が係属している場合について、イタリアの裁判官が訴訟を中止することを定めている。

また、草案第21条第3項は「最初の受訴裁判所の原告が本案についての裁判を得るために必要な手続をとらない場合又はその裁判所が合理的な期間内に本案についての裁判をしない場合には、2番目の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、事件の審理を進めることができる。」と規定している。

3 緊急管轄に関する規律

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存しない場合であっても、一定の要件の下で、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができるとする規定を設けるべきか、設ける場合に、どのような要件とすべきか。

(補足説明)

日本の国際裁判管轄の一般原則を適用すれば日本の裁判所に国際裁判管轄が認められない場合であっても、具体的な事案の事情に照らし、日本の裁判所が国際裁判管轄を否定すると裁判の拒否に当たる場合には、例外的に日本の裁判管轄を認めることとすること（緊急管轄）については、財産法の分野における事例はなく、問題となり得る事案も想定し難いこと、外国の裁判所にも管轄がないことを要件とする場合には、その立証が困難であると考えられることから、特段の規律を設けずに、条理で解決することとすることも考えられる。他方、緊急管轄に関する規律を設ける場合には、後掲の最判平成8・6・24民集50巻7号1451頁の判示事項や、スイス連邦国際私法第3条、イタリア国際私法第6条、ベルギー国際私法典第11条等を参照して、「第一審裁判所は、訴えが日本の裁判所の管轄に属しないと認める場合においても、外国において訴えを提起しても却下される可能性が高く、日本において訴えを提起する以外に方法がなく、その請求が日本と密接な関連性を有する限り、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するものとする。」という案が考えられるがどう考えるか。

(参考)

- 1 最判平成8・6・24民集50巻7号1451頁は、日本人男性とドイツ人女性とが旧東ドイツで婚姻し、旧西ドイツで婚姻生活を営んでいたところ、妻が同居を

拒んだため、夫が旅行名目で長女とともに来日し、そのまま日本で生活するようになり、夫が妻に対して離婚の訴えを提起したが、ほぼ同時期に、妻は、ドイツにおいて、離婚及び親権に関する訴えを提起し、夫への呼出しは公示送達により行われ、離婚を認め、親権者を妻とする旨の判決が確定した事案について、ドイツでされた判決は、旧民法第200条第2号（現行法では第118条第2号）の要件を欠くためにその効力を認めることができず、婚姻は未だ終了していないといわざるを得ないが、原告がドイツで離婚の訴えを提起したとしても不適法とされる可能性が高く、日本で離婚訴訟を提起する以外に方法はないとして、国際裁判管轄を認めることが条理にかなうとして、国際裁判管轄を認めた。

- 2 スイス連邦国際私法第3条は、「本法がスイスの管轄を規定しない場合といえども、外国における手続が不可能または（合理的に）〔仏〕〔伊〕期待できないときは、事案と十分な関係を有する他のスイス裁判所または官庁が管轄を有する。」と規定し、イタリア国際私法第6条は、「自国の裁判管轄に服さない問題といえども、その解決が請求を判断するために必要である場合には、付随的に審理するものとする。」と規定し、ベルギー国際私法典第11条は、「訴訟がベルギーとの密接な関係を呈示し、かつ、外国における手続が不可能であることを示すか、又は、請求が外国において提起されることを合理的に要求することができないときは、ベルギー裁判所は例外的に管轄権を有する。」と規定している。

なお、ブリュッセル条約等には、上記のような規律は特に見当たらない。